

# ご相談について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、  
政府・自治体からの「緊急事態宣言」を受け、  
下記の期間の新規ご相談はお休みとさせていただきます。

**期間 5月1日(金)～5月31日(日)**

通常のご相談は宣言解除をめぐりに予定しております。

ご相談者様にはご不便をおかけしますが、  
何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

国際行政書士鈴木事務所